

平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）会議録（第6日）

平成24年3月23日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第12号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第17号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第10号 町道路線の認定について
- 7 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 8 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成24年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 9 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 10 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 11 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 14 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 15 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 発議第1号 新庁舎建設調査特別委員会の設置について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第12号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第17号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 議案第10号 町道路線の認定について
- 7 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 8 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成24年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 9 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 10 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

- 11 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 14 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 15 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 16 発議第1号 新庁舎建設調査特別委員会の設置について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

(開議 午前9時57分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成24年第1回太子町議会定例会第6日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第2 議案第12号 太子町税条例  
の一部を改正する条例の制定  
について**

**日程第3 議案第17号 西播磨地域消  
防広域化協議会の設置につ  
いて**

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第12号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議案第17号西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、ご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 おはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお届けしておりますので、これに基づきまして総務常任委員会に付託されました2件についてご報告いたします。

まず、議案第12号についてですが、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第12号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月12日（月）午前10時から午前11時58分。3、審査経過及び結果、（1）審査経過、たばこ税の県から市町への644円分移譲により見込める税収増額を問う質疑があり、平成22年度決算ベースで試算すると3,653万円との答弁がありました。町民税500円、県民税500円の増税分は防災関係に充当するかとの質疑があり、全国的に地方公共団体は防災に対する備えが必要ということで防災の

ための施策に要するとの目的であり、それに沿って施策を進めていかなければならないと判断するが、税に色はついていないため、この額が必ずこういったことという説明は難しいとの答弁がありました。雑損控除の「災害がやんだ日」とはいつかを問う質疑があり、基本的には自分の生活がある程度めどが立ってきた時期ではないかと思うとの答弁がありました。町民税500円増分で幾らになるかとの質疑があり、平成23年の調定ベースで計算すると均等割の納税義務者数は1万5,740人で、500円を掛けると787万円になるとの答弁がありました。（2）審査結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

「町民税の税率の特例分（500円）は、防災、災害対策を主にした安全・安心のまちづくり施策に使うこと。」を付帯意見と委員会としてしたいということでございますので、よろしくご理解をお願いします。

続いて、議案第17号をご報告いたします。  
委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、西播磨地域消防広域化協議会の設置について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月12日（月）午前10時から午前11時58分。3、審査経過及び結果、（1）審査経過、広域化してもデメリットはないとの当局からの説明だが、太子消防署に救急車が2台あり、最低でも1台は置いておくということによいか。今後長い間には町長も担当者も変わらと思うが、こういう最低限のことを最初にきちんと合併協議の中で言ってもらいたいし、最低限のことを担保していただきたい。太子町の人たちにマイナスにならないよう西播磨地域消防広域化協議会の会議で発言していただけるのかとの意見が出されました。当局から、町民にデメリットになるようなことは絶

対にしない、現状維持を通していききたいとの答弁がありました。救急車1台は最低あるという認識でよいかと念を押す問いが出されましたが、当局からは、当然のことである、太子消防署の緊急車両等を空にするということは毛頭考えていないとの答弁がありました。(2) 審査結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。「住民の生命・身体及び財産を守るため、消防本部において、出動体制、保有する消防車両(救急車両)、専門要員の確保をすること。」を付帯意見とするということに決めたので、委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長(佐野芳彦) 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号西播磨地域消防広域化協議会の設置について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第4、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼いたします。

福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告にかえさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第13号。付託年月日、平成24年2月29日。件

名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、今回の条例改正により影響を受ける対象者はとの質疑に、世帯全員の町民税の所得割の世帯合算をすることにより、重度障害者については現受給者約320名のうち約10名、乳幼児医療については現受給者約3,400名のうち約100名が受給要件で対象外になると説明があった。また、附則の市町村民税の額の算定の特例について説明をとの質疑に、助成要件の判定に影響が及ばないように当分の間従前の33万円の年少扶養控除があったものとして算定し、改正前と同じ課税所得額23万5,000円までの限度額にするという説明であった。児童の定義に係る改正で、中高一貫教育を行う中等教育学校とはとの質疑に、中等教育学校は6年間のうち前期課程3年で中学校に相当するもの、後期課程3年で高等学校に相当するもので、平成10年の学校教育法の改正により、新たにできた教育課程の学校である。兵庫県下の公立では、兵庫県立芦屋国際中等教育学校があり、私立はない。近隣では、岡山県立岡山大安寺中等教育学校、私立では朝日塾中等教育学校があるとの説明があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、平成12年から介護保険制度ができ、3年ごとの改正で、今回第5期、3年間の保険

料率の改定であるが、考え方と対象者はどの程度なのかとの質疑に、第5期において基本的には負担能力に応じて保険料を賦課する観点から7段階方式に変更している。介護保険料は3年間の総事業費に対して保険料が幾ら必要かという計算のもとで基準となる月額保険料を出している。段階については、国の基本的な考え方が示されており、6段階以上の多段階設定や第3段階の細分化も可能となっている。4期から第4段階の細分化を実施したが、引き続き第5期においても設定が可能となり、それに基づき本町において検討した結果、負担能力に応じて7段階9階層とした。保険料を基準額から軽減される方の階層も増やし、新たに負担をいただく第7段階を加えたということである。また、24年度の第1段階の人数が56人、第2段階が932人、第3段階が合計して586人、第4段階が合計して2,384人、第5段階が1,986人、第6段階が956人、第7段階が205人、合計が7,105人であり、2月現在の被保険者数の階層別人数と大きな違いはないとの説明であった。保険料率と近隣の市町の状況はどうかとの質疑に、参考資料の10ページで保険料の区分を示した表で保険料の現行と改正後を比較している。第4段階の(2)現行が4万8,600円、月額4,050円になる。改正後には5万4,840円、月額が4,570円で、月額520円のアップとなる。アップ率でいくと12.8%の改定率である。近隣の状況は、西播磨4市3町と姫路市を加えて8市町の平均の改定率は、現在それぞれの市町議会へ提案中であるので確定はしていないが、聞き取り調査によるとアップ率が22.8%である。西播磨の中ではアップ率が40%を超えているところもあるので、8市町の中では一番低い改定率になるとの説明があった。今後、3年間は改正がなく、当初見込みよりも介護保険のサービスが増えたりすることも考えられるが、運営は大丈夫なのかとの質疑に、第4期の介護保険事業計画においては、総事業費を約42億円ぐらい見込んでおり、今回の第5期3カ年においては52億円で

23%ぐらいの需要伸びがある。これに対し、被保険者の伸び、認定率、被保険者の数に対する実際介護が必要な方の割合、その方々が居宅系のサービスを使うのか、施設系を使うのかによっても大きく変わってくる。ただ、初年度と2年、3年と均等にはいかないもので、初年度は介護保険料が需要される給付費を上回るという状況が発生すると考える。そうすると保険料が余るので、その保険料を一時的に準備基金のほうへ積み立てる。2年目、3年目になると、逆に保険料を給付額が上回るので、そうすると一度積み立てた準備基金から繰り入れをする。それで3年間改定後の保険料でおさまるという計画であると説明があった。改正により被保険者に対する丁寧な説明が要るが、その対策はとの質疑に、広報、ホームページを通じて周知し、新たなパンフレットには詳細説明を入れて作成する予定にしている。また、申請される方については、決定通知を出すときにパンフレット、リーフレットを入れる予定にしていると説明があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって、1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第10号 町道路線の認定について

日程第7 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第10号町道路線の認定について及び日程第7、議案第15号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いた

だいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託した案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件、議案番号、議案第10号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成24年3月8日木曜日午前10時から午後5時19分。審査経過及び結果、1、審査経過、民間業者が施工し、それを町道として受け取ることで現地視察も行っているが、公共工事であれば最初から打ち合わせ、施工計画にのっとって最後まで当局の目が行き届いて完成、検査、終了となる。東保の自動販売機の横あたりは何メートルも角が取られている状態を見ると、2次製品のほうがきれいである。せめて欠けたところを検査前に手を加えているほうがよいのではないかとこの質疑では、舗装にしてもコンクリート構造物にしても基本的には2年間の瑕疵担保という期間の中で対応する。設計上重大な過失、例えば設計施工の完全な手抜きがあれば10年間までさかのぼれる。きょう見たところ、今現在家が建っているが、開発道路として建っている。レッカー車が出入りしたり、工事現場の現場もかなりあり、だれが原因者であるか特定しにくい。工事中による養生をしてもらっているが、なかなか養生がうまくできていないといって構造物が割れたり、舗装が欠けたりというものもある。それ以外に、経年変化でクラックができたり、床板に割れが出たりというのは2年間以内に随時取りかえさせているとの説明があった。稗田神社の北側1メートルぐらいの2次製品の水路にグレーチングとコン蓋をはめているのに、コン蓋の角が全部

欠けている。車が通って取れたのであれば、今後問題が出るのではないか。道路をつくっている上で、路体、路床まで当局は目が届いているのか。よくない材料を使って、受け取ってから仮に1年ほどしてそれが原因で道路構成、舗装が沈下したら、前に施工された業者とどこまで話ができるのか。施工中の管理は、ただできたものだけを受け取ってそれによしとしているのかの質疑では、品質管理についても施工中において帰属を受ける前提で検査をしているので、プルフローリングテストをしたり、路床、路盤の検査をしたり、随時担当者が出向いている。業者側に対して指摘、指導できる範囲、権限はある程度制限されているので、できる範囲において品質が悪いものを受け取らないような指導は今後も続けていきたいとの説明があった。稗田神社の裏で大きなクラックが2つ入っていた。幅もあるし、長さもあるので非常に悪いものに見えたが、途中担当者が抜き打ちで行くことは品質的にはコンクリートも向こうが提出された配合計算書はすべて確認しているかの質疑では、クラックについては2回ほど回っているが、指摘箇所、全部確認している。ただ、即時直すべきものか、少し経年変化を見てから瑕疵2年の中で抜本的にやらすべきかという判断もしているので、それは我々に裁量権を任せていただけないかとこの説明があった。新規開発のごみ集積所が各所できれいな感じであってあるにもかかわらず、そうでない箇所もあるが、太子町のごみ集積所の指導において規格基準があるのかの質疑では、街づくり課としては、生活環境課はごみの問題、その中でごみ集積所に当たっては生活環境で統一した考えを持っている。ただし、構造物の規定は原則は定めていなくて、土地は帰属を受けるが、ごみ集積所の構造物の維持補修、修繕に関しては地元自治会にしてもらうことになっている。開発業者に申請をいただく前に、地元自治会と十分にごみ集積所の構造及び位置については協議した上で提出しなさいと決めている。ただし、最近はばらつき

が多いので生活環境課と指導要領の一部改正を今後統一した考え方でやっていこうと今検討中であるとの説明であった。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、審査した事件、議案番号、議案第15号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月8日木曜日午前10時より午後5時19分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、皮革産業対策の具体的推進にかかわる協定書の内容の説明では、兵庫県と関係市町2市1町と業界との協定ということで5年間分の年度別前処理場使用料金を決定する。主な内容としては、料金にかかわるものであるとの説明であった。各住民1人当たりの負担額について、今現在の数値とはの質疑では、平成22年度の決算ベースに直近の人口で割ると太子町は1人当たり3,004円、たつの市は2万1,009円、姫路市は5,048円、あくまで公表されている行政人口で割り、1人当たりに置きかえた単価であるとの説明であった。県との協議の中でもう少し料金を上げたほうがよいのではないかという話はあるのかとの質疑では、できるだけ費用を負担してほしいが、一方業者側はできるだけ経費を抑えたいという、お互いの意見は対立するものであるが、そういった中での合意ということで、すべて業界の言い分を飲んでいるということはないとの説明であった。2、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、中井委員、清原委員、吉田委員、堀委員、中薮委員。反対、平田委員。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第10号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第18号 平成24年度  
兵庫県太子町一般会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第18号

平成24年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成24年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成24年度一般会計予算委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 失礼いたします。

平成24年度一般会計予算委員会に付託されました議案について、委員会審査報告書を読み上げ、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第18号。付託年月日、平成24年3月5日。件名、平成24年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、否決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月13日（火）午前10時から午後4時49分、平成24年3月14日（水）午前10時から午後5時04分、平成24年3月15日（木）午前10時から午後5時49分、平成24年3月16日（金）午前10時から午後3時01分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過については別紙のとおり。(2)審査結果は賛成少数で否決すべきものと決しました。また、採決の中で、賛成討論も反対討論もありませんでした。予算委員会でも可決であれば予算委員会として当局に4月から執行上審査意見といいますか、審査報告を提出すべきものと考えますが、審査経過を含め平成24年度一般会計予算委員会審査報告書を読み上げ、報告とします。

平成24年度一般会計予算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。(1)付託案件の「平成24年度兵庫県太子町一般会計予算」の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料（別添）の提出を求め、慎重に審査した。(2)補助説明員として課長、副課

長、施設長、一部の係長の出席を求め、必要な説明を求めた。(3)歳出予算については、各課の平成24年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、審査した。

2、審査意見。（歳入について）1、町民税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平・公正の観点から不納欠損や時効等にならないよう、今までのノウハウを生かしながら収税管理室の機能強化を図ること。また、滞納者には分納誓約を進め、パソコンによる公金の回収方法等を活用し、回収率の向上に臨むこと。2、財源（国、県、自主財源等）の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価の指標を用いて事務の重点化と適正化を進めること。3、たばこは町内で購入するようPRに努めること。4、ふるさと応援寄附申込者に対し、「広報たいし」等を郵送して寄附申込者と継続的な関係を築けるようにすること。5、自動販売機の設置料金の検討を図ること。

（歳出について）(1)各款共通事項について。①委託料、負担金及び補助金の目的・効果等を精査し、節減に努めること。②自動車損害保険や行事傷害保険において、1社に集中した特命随意契約のあり方を再検討すること。(2)各款の予算について。①総務費、1、町内防犯灯のLED化を促進すること。2、嘱託事務委託契約のあり方について、契約先を含め再検討すること。3、新庁舎建設に向けて基本設計・実施設計を適切かつ円滑に実施すること。4、地域交流センターの基本設計に当たっては、中央公民館等との重複を考慮し、統廃合を検討すること。5、町顧問弁護士について、人材確保に努めること。6、職員駐車場の利用のあり方について検討すること。7、町公共施設にあるパソコン等のセキュリティー対策及び定期的なメンテナンスへの万全な対策を推進すること。8、選挙ポスター掲示板の材質及び契約のあり方について検討すること。9、エコカー等環境に

配慮した自動車の購入について検討すること。10、庁用バスの導入方法（購入）について再検討すること。11、住基カード発行を推進し、利用のあり方について検討すること。

②民生費、1、百歳以上祝金と長寿祝金について再検討すること。2、社会福祉協議会への補助金等のあり方について再検討すること。3、うつ病対策を講じ、自殺防止を町民にPRしていくこと。4、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業の充実に努めること。5、障害のある子供やその家族に対してサポートファイルを有効に活用し、継続的な支援体制を確立すること。6、やすらぎタクシーの円滑な運営と利用促進を図り、利用できるタクシー会社への協力要請を速やかに行うこと。7、赤ちゃんの駅の周知徹底と利用を呼びかけること。8、つくも荘の利用及び存続のあり方について検討すること。

③衛生費、1、上太田瓦れき処分場の運営のあり方について検討すること。2、ごみ収集について運搬経費の節減を図り、負担金の軽減に努めること。3、循環型社会の環境対策としててんぷら油、廃油回収の推進、レジ袋削減による環境に配慮したまちづくりに努めること。4、犬のふん害対策を強力に進め、協力自治会の拡大に努めること。5、地域保健・食育推進計画に基づき、町民の健康づくりを推進すること。

④労働費、1、シルバー人材派遣について、適正な人材派遣が行われているか監視すること。

⑤農業水産費、1、新たな特産品の開発援助に努めること。2、地域を担う農業者が減少している中で、新規就農者や認定農業者を育成支援する体制の確立に努めること。

⑥商工費、1、商工会への補助金のあり方について精査し、商工業の活性化を図ること。2、観光協会のホームページの充実とソーシャルネットワークサービスを有効活用したネット販売体制を要望すること。3、太子あすかふるさとまつり実行委員会への補助金のあり方について検討すること。

⑦土木費、1、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や

かけかえを実施すること。2、JR網干駅西南土地区画整理組合設立に向けて住民の声をしっかりと聞くとともに、定期的な説明を実施すること。

⑧消防費、1、「たいし安全安心ネット」の周知徹底に努めること。2、消防団員（女性も含む）加入の促進を図ること。

⑨教育費、1、思春期の子供たちの教育に対して万全を期すること。2、子供の安心安全を第一に考え、各学校に監視カメラの設置等を検討すること。3、変質者等の情報は、学校メール配信を利用して保護者と情報を共有できる体制を構築すること。4、自然学校の日程を再考すること。5、幼稚園スクールバスの方向性は、保護者や自治会の意見をよく聞いて決定すること。6、図書検索システムの導入については、費用対効果を考慮し、ICタグによるシステムを検討すること。7、購入する図書を精査すること。8、スポーツ少年団振興・子供たちのスポーツ育成のための支援施策を最大限に生かし、活気ある明るい子供たちを育てることを万全に期すること。

以上であります。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で平成24年度一般会計予算委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

町民生活をとめてはいけないという強い思いを一番の理由として賛成するものであり、町長及び町当局に100%白紙委任するもので

はありません。

この議案の予算審査とその後の予算執行に当たり、第5次太子町総合計画に掲げられている政策課題に沿って賛成理由と要望を述べさせていただきます。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてでは、うつ病などの心の病気の早期発見と対応を図るためのこころの相談事業、地域保健推進計画の見直しに伴う食育推進計画、妊婦健康診査費用の助成拡大、総合健診受診率を高めるための個別通知、またがんの早期発見、早期治療のための無料クーポン等の予算が適切に確保されている点を評価します。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」についてでは、24年度からスタートするやすらぎ太子ひまわりプランに伴うさまざまな高齢者福祉事業、さらに新規事業であるやすらぎタクシー運賃助成事業、第2期太子町障害者計画及び障害福祉計画に基づく個別療養事業、障害児の通所事業やデイサービス事業等に対する支援、またサポートファイルの活用、ユニバーサル社会づくりの早期実現に向けた事業と計画策定、災害時要援護登録個別計画書の作成等の予算が適切に確保されている点を評価するものです。

なお、長寿祝金等の見直しを求める意見が多く出ていることについては、再考する時期が来ているのかもしれないと感じるので、次年度以降の再検討を要望します。

続いては、私が最も重要視する政策でもある政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」についてでは、学校ホームページ更新格差やメールの配信数格差等の改善を求めています。児童虐待防止の普及啓発、学童保育園の指導員の増員、学校におけるスクールアシスタントの活用、中学校のALT2名体制、義務教育施設すべての耐震化完了に向けた補強工事、学校給食を通じた食育の推進と地産地消への努力、学校支援地域本部等ボランティアの増員等に適切な予算が確保されている点を大いに評価します。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」については、地元の声の反映度が疑問視される雨水対策、各自治会における継続的な消防団の人材確保等の課題もあるように感じますが、昨年3月11日の東日本大震災、秋の台風災害を教訓として、地域防災体制の確立に向けた施策、自主防災組織の体制図の作成、防犯灯の新規設置におけるLED化、西播磨地域消防広域化協議会の設立と消防救急無線のデジタル化、地域防犯力の強化につながる施策、たいし安全安心ネットの配信開始、そして老朽化している橋りょう等の長寿命化修繕計画の策定等に適切な予算が確保されている点。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」については、都市計画道路龍野線立体交差事業、また網干線の都市計画変更に伴う道路ネットワーク構築に向けた計画策定、JR網干駅西南地区土地地区画整理事業の組合設立、新庁舎建設にあわせた斑鳩地区まちづくり計画等に適切な予算が確保されている点を評価するとともに、今後住民への定期的な説明会の実施と住民の声が反映するように要望しておきます。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」については、太子町水道ビジョンの策定、下水道等の整備への啓発、資源ごみのリサイクル等の予算が適切に確保されている点。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」については、総合公園の整備事業、図書管理システムの運用計画、人権の花運動、町民カレッジの開催、観光協会のホームページリニューアル、太子みそ関連グルメ開発等に適切な予算の確保がなされている点。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」については、商工会加入率の低さ、空き店舗の増加等の課題もありますが、地域農業マスタープランを作成する集落への支援、新規就農者の掘り起こし、集落営農組織の育成事業等を通じ、地域との連携体制を築く施

策について評価します。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくりについて」では、まちづくりの集いや住民提案箱、パブリックコメント等の実施については評価できますが、まだまだ住民との参画と協働体制は十分とはいえない状況であることも事実です。

しかし、その責任を行政に押しつけるだけではなく、議会も協力して住民の積極的な参加を促す手段を検討していかなければいけないと感じています。

また、町民の関心度が高い新庁舎建設においては、“和のまち太子”にふさわしい住民参加の進め方とコンパクトでコストパフォーマンスを考慮した建物になるよう議会と行政が力を合わせていくべきであると考えます。

さらに、新庁舎建設とあわせて若い世代から要望が多い休日開庁や住基カード利用の推進による自動交付機の設置について前向きに検討するよう要望しておきます。

最後になりますが、これらの予算及び要望事項の導入によって、我々が目指す“和のまち太子”に基づいたまちづくりの実現につながり、太子町民が太子町民であることを誇りに思ってもらえるようになると確信しています。

ハード面、ソフト面を含めて、町民のニーズをしっかりと把握することに努め、縦割り行政とやゆされないよう所管を越えた横割り型の連携をし、人口3万4,000、面積22.62平方キロというコンパクトな太子町であるからこそそのきめ細かな住民サービスを常に意識して予算執行に当たっていただきたいとつけ加えておきます。

以上のように、24年度一般会計予算を総合的に判断し、私の議案第18号に対する賛成討論とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

**○平田孝義議員** おはようございます。

反対討論をさせていただきます。

24年度の一般会計予算について思えることでございます。

まず、庁舎建設に対し、30億円もの近い予算を組み込み、実行しようとする考えに反対であります。

予算委員会において、委員からの数々の要望、またそれに伴う願いなどある中で、これは行政の必ず行わなくてはならない問題でございます。今後、消費税大増税と社会保障一体改革が同時に強行されれば、年間所得の少ない住民、いわゆる太子町の住民において大きな影響を及ぼします。年間200万円以下の所得者が60%近くいる中で、まず最初に第5期介護保険改正により増税は免れません。また、それに伴い、県民税、町民税などの増税の中、無駄遣いを正さなければいけない時代に、必要に応じた防災拠点とする新庁舎は必要ではあります。そういった中で、余りにもお金、いわゆる税金、血税を使い過ぎではないかと思います。子供たちの医療費完全無料化など実施してこそ納得のいく話でございます。

また、今後国庫予算等も削減され、これから先大変な時期を迎えることと考えられます。そういった中で、先行き不透明である、いわゆる町の活性化ということもうたわれてはおりますが、明確な予算もはっきりしたものが出ておりません。そういった中、これから町を生かすということを専決にしたことを予算化されれば、当然これは我々としても賛成ではございますが、これからこういった予算を考えていただきたいということで反対の立場とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 平成24年度一般会計当初予算に対して賛成討論をいたします。

本予算は、3万4,000町民の安全・安心の暮らしを守ることを第一義に編成された予算であると考えております。

3月13日から16日までの4日間、議会として予算特別委員会が開かれ、今回副委員長という立場でいろいろ審議に参加してきましたが、当局と各委員による十分な審議が行われたと感じてはおります。

まず、当初予算の歳出面から見ますと、社会的弱者と言われております高齢者、障害者に対してやすらぎタクシー事業が盛り込まれました。過去の本会議、一般質問で高齢者タクシーの当局の取り組みの考えを尋ねましたが、費用の面で二の足を踏まれていたようでありましたが、来年度予算に盛り込まれたことは勇気ある決断をしたとともに、町民のためになる意義のある施策であると思っております。

また、来年度は「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の一環として女性がん対策として、引き続き乳がん、子宮頸がん無料クーポン配付事業の継続と、さらに高齢者肝炎ウイルス対策の実施、子宮頸がん、H i b、小児肺炎球菌ワクチン予防接種補助事業の継続など、町民の命を守る施策が盛り込まれており、私は大いに賛同するところであります。

一方、3・11東日本大震災などの教訓を踏まえて、町民の安全を守るため、消防広域化事業へ向けて協議会を立ち上げて本格的にスタートします。

また、町の防災拠点、新しい交流拠点としての新庁舎建設事業も本年度の基本計画を踏まえ、基本設計、実施設計が平成24年度作成され、新庁舎の具体的な全体像が示される運びとなっております。新庁舎はあくまでも町民のためのものであり、建設して建ててよかったと言える、納得できる庁舎にすることが基本であると考えます。

近年、大型事業のない中での新庁舎建設は、町民の期待を一身に集めるものであり、万全を期してもらいたいと考えております。

次に、小・中学校の学校耐震化もいよいよ24年度をもって終了予定であり、子供たちの安全・安心を守ると同時に、万一の際には地域住民の避難場所となるところでもあり、

小・中学校耐震化事業の完結は大変喜ばしいことであります。

その他、太子町の都市整備事業、図書管理システム導入事業など、社会構造の変化やコンピューター社会への取り組みを進めていくことになっており、住民にとって住みやすく利便性のある社会生活への取り組みが行われていることであります。

一方、歳入面で見ますと、入るを図って出るを制すが基本的財政の考え方ですが、いかにして入るを図るか。日本全体が長期経済不況の中、消費者物価の下落、デフレが続き、なかなかとめることができず、失業者対策もままならないという状況は国の政治責任と言わざるを得ない状況です。このような状況下では、町にとって税収を増やすことはなかなか厳しいと考えられます。

その中で、来年度は町民税において、所得年少扶養控除廃止に伴う税収増がある反面、法人を取り巻く環境は非常に厳しく、今後景気回復がなければ法人税収入の落ち込みが予想されます。

このような状況ではありますが、町として町税の滞納や不納欠損への万全な対策を講じていただきたい。また、いかにして公債費を抑えるかを考えて事業執行していただきたい。

来年度は、揖龍クリーンセンター建設の借入金返済完了します。また、文化会館あすかホールも同様に近々完済すると聞いております。この2つで年間約3億円であった公債費が減少すると聞いております。

なお、新庁舎建設におきましては、この間のまちづくりの集いにおきまして、総事業費29億円、国からの交付金2億円、基金ですね、頭金が10億円から11億円、残、起債ですね、起債が16億円ないし17億円というふうに先日のまちづくりの集いでありました。

ですから、今後新庁舎建設に伴いまして、借り入れとその返済が数年後には始まり、年額1億円をその公債費に充てると先日お聞きいたしました。将来を見据えた財政運営をよ

ろしくお願いいたします。

以上、平成24年度一般会計予算に関して総合的に概要を述べ、私の賛成討論といたします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** この議案第18号の一般会計予算について反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから賛成の方の発言聞いております。私も行政サービス云々というのを何もとめるつもりで反対しているのではございません。いいことは行政的サービス、福祉の面においてもいろいろやっていただくことはあるかと思います。別にそれについていいことはいいいという立場で、何もそれについて反対することは何もないです。いいことはやっていただいたら結構なんです。

ただ、いずれの予算の中でも、1つ例をとらえるとバスのリースです、庁用バスのリース。こういったことも、年間リース代でも約240万円ぐらいかかってますね。それについても、従前からこれは使用率、また走行距離から考えると年間にしても3,000キロちょっとしか走らんバスを二百四、五十万円かけてリースするのはいかがかという話、もう2年ほど前からしてます。それについても、従前のとおり5年リースという形で、22年度ですか、それ以前にも言うてるにもかかわらず22年度にまた5年リースですか、リース契約をされていると。

だから、いいことはいいでやってもらったら結構なんです。ただ、こういうことが無駄な金であると、無駄な金はいいいことに使えばいいという削減案も常々言っているにもかかわらず、こういったことをまた契約して予算書に載ってくる。常日ごろ当局はやっぱり予算がない、お金がない、財政的に何もできないという話で、すぐお話をされるんです。

だから、そういったことをされるのであれば、こういったこともわかればちょっとは調

べていただいて、やっぱり購入したほうがいいんかというふうにかんがみていただいたときに、やっぱりリース契約にしてしまう。

いいことはいいでやってくれたら結構なんです。皆さん賛成の方言われてるようにね。何もそれに対して反対するつもりございません。

ただ、一般会計の中身を一つ一つ見ていくと、私もこれ苦渋の選択です。何も全部に対して反対するつもりはございません。ただ、こういうことは一つ一つなくなっていくのであれば、反対にせざるを得ないんですね。

庁用のその今回の新庁舎建設に当たっても、本当に町民の中でいろんな議論がし尽くされたのかどうか、これ疑問です。まだまだこんなところにつくるのかという話もございません。今回の予算でも、購入用地、用地買収するのに4億8,000万円ですか。それに管理委託料、また設計委託料もろもろ合わせると、これ8,000万円ほどかかりますよね。

そういったことも議論がされてないのにまた予算書に載ってきてどうなんやという形であるのであれば、これは賛成するわけにございません。

以上で反対討論といたします。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** 今反対議員として平田議員、井川議員のお話がありましたんですけども、昨日私もうちに帰りましたらある方から新庁舎建設に対しての手紙が参っておりまして、その中で書かれておるのは、やはりこの場所、位置を選んだのに対して本当に住民の納得のいく形のご回答がされていないという形も話の中に、手紙の中にですけれども書いてありました。

それと、先ほども平田議員とか井川議員申

されてましたように、本当に29億円をかけての庁舎建設がコンパクトな太子町の中で必要なのかということを私も思います。それは、再検討をぜひしていただきたい形を思っております。

それと、その予算委員会の中で、これは何も今さら始まった形じゃないですけども、今までずっとこの内容が報告書の中にあるのを見ておりましたら、同じ内容が繰り返されて出ておるんですね。今回も47項目のこの報告書の中に要望なり、考えていただきたいという形があるんですけども、本当にこれだけの項目が出るということは、この予算の内容に対して本当に真剣に考えていただく必要があるんじゃないかと私は思います。

確かに安全・安心の意味から言うて、耐震に関して小・中学校の耐震の建設をしていただいたり、いいことも、やすらぎのタクシー等がいろいろ、我々も地域を回りましたらそういう声があった中を採用していただいている点もあるんですけども、一番に思いますのは、このもう一つありますのは、この負担金の中で委託料というのがございますね。この委託料の中で今まででも井川議員が何回も質問なりされておりますその中で、やはり同じ業者にそういうことが、委託がされておるとか、そこら辺の内容を私らも今回も含めて予算委員会で聞きましたんですけど、本当に行政としてそういう項目内容に真剣に考えていただいておりますかということを本当に疑問に感じております。

そういう意味合いで、私は反対として意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第11 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第19号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第12、議案第22号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。

福祉文教常任委員会に付託されました4つの案件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告にかえさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第19号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査経過、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、歳入の国庫支出金、療養給付費等負担金で国の負担率が34%から32%に減少し、一方県支出金が7%から9%に増加となっている。町民1人当たりの負担が高くなるのではとの質疑に、太子町の医療費の負担割合において2%が国から県へ移行するだけなので被保険者の方々には影響はないと説明があった。国民健康保険証の被保険者世帯数は、2月末現在で4,528世帯、被保険者数は8,193人である。滞納世帯に対する4カ月証166世帯は相談内容に沿った形で納めている世帯、2カ月証149世帯は納税相談等を行うが飛び飛びにしか納めない世帯、全く納める気がない61世帯には資格証明書を交付している。また、証未交付世帯は居所不明が24世帯、社会保険へ加入しているが届出のない12世帯が被保険者証の未交付である。ここ2年ほど毎年税率改定されているが、今後の推移はとの質疑に、24年度は税率改定を行わない。24年度当初予算で国保財政調整基金約7,000万円強のうち約4,700万円取り崩し、繰り入れているが、後期高齢者医療と介護保険の保険料も上昇があり、被保険者の負担増となるため、今回は見送ることとしたとの説明があった。国保税の現年課税の中で資産割をなくすという話があったが、進捗状況はとの質疑に、国民健康保険運営協議会で協議をし、23年度の税率改定において資産割を20%から10%に落としたが、資産割をとっている市町も年々少なくなっているため、今後の検討課題である。25年にどう反映させるかは今のところ未定であると説明があった。24年度の特定健診受診者の対象者は約6,000人、受診予定者数は1,640人で予算を設定している。また、

当町でもジェネリック医薬品推進の啓発を行っており、増えてきている。ジェネリック医薬品の普及で財政負担も下がるので、今後も啓発、PRを図っていきたいと説明があった。共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金の説明をとの質疑に、高額医療費拠出金は80万円以上のレセプトが対象、保険財政共同安定化事業拠出金は30万円以上のレセプトが対象になる。その費用を国保連合会へ拠出しているとの説明であった。収入未済の徴収の取り組みはとの質疑に、滞納については収税管理室と収税管理室に属している町税徴収員4名で回収を図り、居所不明等町外へ出た者に対しては税務課全員で手分けして居所確認の調査を行っている。また、現年徴収率を上げることにより、滞納に繰り越す分を減らす努力をしているとの説明であった。(2)審査経過は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第20号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、本会議で質疑のあった件について補足説明を受けた後、審査に入った。介護保険料が上がっていくことについて何か策を講じられないかとの質疑に、介護保険制度が平成12年にスタートして11年経過し、その間に人口は5%の伸びだが高齢者の人口は50%伸びている。その中でも要介護を必要とする認定者は2.3倍、平成22年度決算では一般会計繰入金が2億1,000万円、この10年間で3倍になっているとの説明があった。現在の団塊世代が全員75歳に突入するのが2025年で日本の高齢者のピークになると言われているが、太子町は若

干ピークが数年後ろにずれている状況である。現在の約2から3倍になると国は予測している。町として、こういう社会を迎えるに当たっての対応策は、要介護者を増やさない介護予防事業に力を入れており、要介護認定率は県下で一番低く、約14%で推移をしている。今後、施設整備と地元における介護支援の充実に取り組まなければならないと考えているとの説明があった。調整交付金の減の理由と基金の残高はとの質疑に、調整交付金は国の負担割合が25%で、そのうち20%は定率で入り、5%は全国市町村の調整する機能を持っているため、24年度は0.42%で予算を立てた。当町は、高齢化率が低いことと所得の高い高齢者が多いことにより、22年度兵庫県下で一番低い交付金であった。また、2月末現在の基金残高は約8,467万9,675円である。年々高齢化が進んでいる中、保険給付金が前年比マイナス816万円はなぜかとの質疑に、24年度は初年度となるので伸び率ゼロ%で給付率を組んでいるが、要介護認定者等の増加で2年目、3年目には急激に上がっていく状況であるとの説明であった。介護会計における一般会計繰入金の限度枠はとの質疑に、保険給付費については法定の繰入率は12.5%である。滞納の状況と対応についてはとの質疑に、特別徴収については100%の徴収率で、滞納者は全員年金収入が年間で18万円以下の普通徴収で、「私は元気なので介護保険は要らない」と制度を理解されず、滞納となっている。法的な滞納整理の事務は続けているが、22年度から23年度に繰り越した滞納額は2,089万7,041円であるとの説明があった。(2)審査経過は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療

特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、兵庫県後期高齢者広域連合で運営されている中で、今後団塊の世代も含めて後期高齢者が増加するものと考えられるが、問題になっていることはあるのかとの質疑に、2月28日に広域連合の定例議会が開催され、内容は24年、25年度の2カ年にわたる保険料の改定であった。所得割は、現行8.23%から9.14%に増加、均等割額は4万3,924円から4万6,003円で改正の議決があった。また、1人当たりの平均伸び率については6.09%の増加を見込んでいると説明を受けた。理由としては、年々増加する医療給付費、被保険者の増加によるものだが、後期高齢者側の負担率が現行10.26%だったのが10.51%を広域連合で負担せざるを得なくなり、保険料率の上昇が余儀なくされていると説明があった。それに対応する軽減策として、県が持っている財政安定化基金を68億1,000万円と広域連合の繰越金30億6,000万円を合わせて98億7,000万円を2年間で投入するが、それによってもなお足りない部分を今回保険料率の改定に経費として見込んだという説明を受けた。22年、23年度、計88億円より10億円多くしたにもかかわらず、まだこれだけの改定率になったものである。被保険者の方々にはそういった周知を行い、何とかご理解を願うようにという説明があったところである。問題点は、医療機関、医療関係すべて同じで把握が2カ月遅れでしかわからないというのが問題点であり、被保険者数の伸びが最大の原因であるとの報告を受けた。今回の保険料の推移、動向はとの質疑に、国会でも問題になっているが、後期高齢者医療制度をそれぞれの医療保険、社会保険、国民健康保険に移すという動きがある。これらのほうとの絡みもあり、財政安定化基金68億1,000万円は全額をつぎ込んでいるわけではない。緊急用の財源措置に充てるため、国が保険給付費の3%ぐ

らい残していくようにとの指導もあったため、今現在21億円を使い切らずに残している。毎年広域連合の予算では、幾らかを積立金として財政安定化基金のほうへ入れていくので、2年後には幾らぐらいになっているかはわからないとの説明であった。太子町の場合、兵庫県下全体から見ると後期高齢者の医療費はどんな状況であるかとの質疑に、当町は兵庫県下では若い町であるので、後期高齢者の人口、医療費については、兵庫県平均よりも下回っていると考えている。今後、本町においても高齢化の波が押し寄せてくるが、制度がどう変わっていくのかをよく注意する必要がある。平成22年9月診療から平成23年8月診療の1年間の医療費実績は、兵庫県下を100とすると本町では0.42%で、神戸市が4分の1強、27.85%となっているとの説明があった。後期高齢者医療保険料の特別徴収、普通徴収の人数と滞納の取り組みはとの質疑に、3月初旬で特別徴収は2,277件、普通徴収は557件となっている。特別徴収については100%の収納率になってくるが、普通徴収については95%で予算のほうを組んでいる。滞納保険料の徴収は、担当課も毎月のように訪問や電話での納付相談を行っているが、理解をいただけない方や経済的に無理な方もいる。不納欠損の中には、生活保護に変わられた方もいる。普通徴収の現年分から徴収し、今後も徴収努力をしていくとの説明であった。(2)審査経過は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

最後に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月7日水曜午前10時から午後2時24分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、平成

24年度予算書の一般管理費の一般会計繰出金321万円を計上している。その理由は、一般会計から資金を繰り入れて運営してきた経緯がある。墓園使用料は、一般管理費にしか充当できず、墓園手数料も墓園管理費にしか充当できない。よって、墓園使用料を墓園管理費に充当することはできないので、墓園の基数が販売されるごとに一般会計へ返金するものとして一般会計繰出金になっているとの説明があった。平成24年2月末現在の墓地の数と内容説明で全体で1,401基あり、町内分1,101基、町外分300基で残基数として町内は507基、町外は4基の合計511基で、町外分の返還理由としては、継承者がいない、住所の移転等で墓地が見つかったなどであると説明があった。今後の広報活動はとの質疑に、町内外とも広報やホームページによるPRを考えている。また、町外については近隣のたつの市、姫路市の市役所へ出向き、パンフレット等の掲示を考えているとのことであった。墓所返還還付金400万円計上しているが予定件数はとの質疑に、平成22年2月末の返還基数は8基であり、平成23年度を参考にプラスアルファで計算しているとの説明であった。(2)審査経過は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第19号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第14 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第15 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第23号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第15、議案第25号平成24年度兵

庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

経済建設部長から3月6日の答弁で訂正したい旨の申し出があります。

経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** 本会議5日目の平成24年度水道事業会計の10ページでございますが、現金預金の中で6億9,432万円、これについての内訳でございますが、定期預金がうち4億円、現金、これは支払預金でございますが2億9,432万円となりますので、ご訂正をお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 確認をいたします。

経済建設部長、今の件については常任委員会でも報告をいたしましたか。

経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** 常任委員会でも説明をさせていただきました。

**○議長（佐野芳彦）** 上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成24年3月8日木曜日午前10時から午後5時19分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、昨年は備品購入費はなかったが、今回予算として上げている8万4,000円は何かとの質疑では、以前はリース契約をしていたが、リースの期限が過ぎたので残分について今回買い取ったとの説明であった。揖保川流域下水道維

持管理負担金で、昨年より925万3,000円増えているとの質疑では、揖保川流域下水道維持管理負担金は前年度よりも水量が増える見込みなので若干上がっていて、県に支払う分であるとの説明であった。自動車修理10万5,000円は何に使われたかとの質疑では、1台増えているので2台分であるとの説明であった。工事請負費も昨年より1,100万円減っているとの質疑では、工事請負費は公共ますの設置工事、下水道管布設工事で件数が相当少なくなってきたので減額しているとの説明であった。負担金補助及び交付金が昨年より1,337万4,000円増えているとの質疑では、揖保川流域下水道建設負担金は以前から比べると倍になっている。流域の稼働をしてから24年経過しており、浄化センターの電気機器、機械機器の劣化が激しい。そういったものが更新計画に基づいて検査で実施される。それがたまたま24年度に集中した。もう一つは、太陽光発電パネルを上げられる。そういったものも新たに入ってくるので、例年に比べると額としては大きな負担金であるとの説明であった。自動車損害保険料は、前年度13万4,000円で2台分、今回は9万3,000円で減額の内容と加入先との質疑では、自賠責が1万5,500円2台分と任意保険1台3万1,490円、もう一台が2万9,710円、任意保険料として9万3,000円計上している。加入先は、全国自治協会で予定しているとの説明であった。2、審査結果、賛成多数により可決すべきものと決した。賛成、中井委員、清原委員、吉田委員、堀委員、中薮委員。反対、平田委員。

続きまして、議案番号、議案第24号を報告いたします。

本委員会に付託した案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、否決すべきもの。少数意見の

留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月8日木曜日午前10時から午後5時19分。3、審査経過及び結果、審査経過、使用料の関係で、これからまた町の負担が増加するとしたら太子町の財政が厳しくなるのではないかと懸念しているが、その中で生の汚泥を処分場へ搬送する方法や流入水のバキューム車の搬送方法あと一つ工場移転の可能性等について当局として早急に研究する必要があるのではないか。また、平成24年度の予算では365日で8,333万6,000円、1日約22万8,000円を町が負担していることになる。3業者の代表者も世代交代したということで、これから先議論することも必要ではないかとの質疑では、今ある皮革業者をどうするかというのは難しい問題である。その中で、廃業でなく休業という形態で置かれている工場もあるので、すべてを包括した中で考えていかないといけない。また、世代交代をなされても、今次の予算書でも若干水量が増えているので、今どうしていくかというのは難しい。そうかといってどこかへ行ってくださいということも安易に施策的にできるものでない。一軒一軒ではなく、組合として機会を見つけて話ができる場が持てたら考えさせていただきたいと思うが、早急にどうこうということは不可能であるとの説明であった。建設費から何から入れても40億円近くになっているのではないか。今現在でも1億円近い税金が投入されている。町民からしたら不合理という事態が続いている。抜本的に考えを違う方向へ持っていくという話は余り進まない。この際、代表者一人でも二人でも決めていただいて一緒に前向きに進めていきたいとの質疑では、この問題については長年の経緯経過がある。その中で、我々がとれる手法は経費の節減しかないところで、取り組みをしている。中途半端にやると、逆な面が出てくるのではないかとの説明であった。経費の削減を進めていかなければならないと言われたが、具体的に取るような策があるのかの質疑では、ほとんどの工程を簡略化してきた。そして、今最終

的に直接放流が何とかできないだろうかとも協議をしている。太子町だけが単独で行うことはできないとの説明であった。火災保険料47万9,000円の加入先、流入管渠布設敷借料の場所と平米数はとの質疑では、全国自治協会の団体保険に加入の予定、新幹線の北に工場1社があり、それから前処理場までの岩見用水路の泥上敷を借地していて410平米であるとの説明であった。2、審査結果は賛成少数により否決すべきものと決した。賛成、中井委員、中藪委員。反対、平田委員、清原委員、吉田委員、堀委員。

続いて、議案番号、議案第25号を審査報告書を読み上げて報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成24年2月29日。件名、平成24年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成24年3月8日木曜日午前10時より午後5時19分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、給水収益が昨年よりも2,688万8,000円減になっていて、将来に向けてこのまま給水が少なくなると収益が少なくなったら、また町民に負担をかけなくてはいけないときがあるかと思う。東芝の工場が水を使わなくなったことが原因で、そういう中でどう利益を上げていくかという質疑では、一般家庭分についてはそう落ち込んでいない。東芝について平成17年がピークだったが、現在では激減し収益が落ち込んでいるのは事実である。そのため、今回純損失等も計上している。今現在、地域水道ビジョンを策定中である。23年度と24年度の2カ年で策定を予定しているが、今年度は現状の分析、それから課題、問題の整理ということで、2月に現場のヒアリング、ワークショップを行った。現場で携わっている職員の声を聞き、それを今度は評価、分析に入る。次年度においては更新計画あるいは分析、評価したもの

を生かして整理に入っていく。また、当委員会への中間報告あるいは意見を聞かせていただくことになるかと思う。その中では、経営分析の将来に向かって経営指針を立てないことには、来るべき料金等の根拠にもならない。地域水道ビジョンの中で、これからはそういうことを意識しながらやっていく。これがすべて太子町の水道経営の将来を担う指針になるかと思うとの説明。経営の健全化、コスト削減での広域化、以前に西播磨水道企業団のパイプが施設に入っていることも聞いている。今後、そういう水も使えないのかとの質疑では、西播磨水道企業団の話は、今現在太子町は自己水源90%、10%が県水だが、将来今の状態で経営していけるかどうか地域水道ビジョンの中で取り組むテーマになっている。そういったもので将来像が出てくるかと思うとの説明があった。沖代の水源地の件で、地域水道ビジョンの検討を現場の方を入れていろいろと考えられているが、本当にこの水源地が必要なのか。今現在余剰が幾らあるかとの質疑では、今余剰がある。今後、それが課題になってくると思う。それによって節減も図れる。このあたりも地域水道ビジョンの中でテーマとして取り組んでいくということで今のところ考えているとの説明であった。水道ビジョンに入れていると言われたが、経費節減は当然のことで、ほかに何を一番大事にしていけばいいと思うのかの質疑では、施設は統廃合が考えられる。非効率な施設を有効的に統合すること、それから遊休資産の売却、売却益を収益として利用することが非常に大きなテーマになるかと思うとの説明であった。委託料の委託先はとの質疑では、水源地機械運転管理委託料は富士ガード、電気設備保安点検管理委託料は佐々木電気管理事務所に予定しているとの説明であった。公用車任意保険料、前年度は29万円ほどだったと思うが、今年度は半分の15万円になっているとの質疑では、昨年は一般車両4台を計上したが、今年度は3台となり、全国自治協会の保険に変えたのでこの単価になった

との説明であった。2、審査結果は賛成多数により可決すべきもの決した。賛成、中井委員、清原委員、吉田委員、堀委員、中藪委員。反対、平田委員。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって、1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第23号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 平成24年度前処理場事業特別会計予算について賛成討論を行います。

姫路市、たつの市及び太子町を中心とした皮革産業は、播州特産品として全国に名をとどろかせております。かばんやランドセル、バッグ、靴や財布あるいは工業用手袋など多岐にわたっております。しかし、この伝統産業もさまざまな化学製品の進出や後継者不足などの問題を抱えて現在縮小傾向にあります。

前処理場は、皮革産業並びに地域環境、特に揖保川水系の水質保全のための必要な施設であると考えます。太子町常全の前処理場を利用している事業所の数も最盛期に比べると大幅に減少していますが、それがたとえ1社になったとしても必要な処理場であります。その存続、経営のあり方については再検討の余地はあり、さらに研究すべきであります。しかし、なかなか出口が見出せない状況にあります。

公明党兵庫県議会議員団と西播磨4市3町との政策要望会におきましても、太子町当局から前処理場の深刻な状況を訴えておられ、改善を要請しておられました。

この前処理場の特別会計予算の数字を見ると、一般会計より毎年多額の繰り入れが行われており、平成24年度予算では8,300万円強の繰り入れを行うことになっておりますが、これは一般会計での事業執行に影響を及ぼしていると考えられます。

しかし、本事業は前処理場を利用している事業者の生活を守る、家族を守る意味で必要であります。また、町内には皮革関連で生計を立てている町民も多数おられます。本特別会計予算は、そういう意味でも皮革産業を支えていると言っても過言ではありません。

以上の点から考え、町民の安全・安心の生活を守る本特別会計予算に対し、賛成いたします。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**○議長（佐野芳彦）** 挙手多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**○議長（佐野芳彦）** 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第1号 新庁舎建設調

査特別委員会の設置について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、発議第1号新庁舎建設調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されました新庁舎建設調査特別委員会の設置につきまして、発議者を代表して提案理由の説明をいたします。

新庁舎の建設について、平成26年度中の完成に向けて当局においては（太子町新庁舎建設検討委員会）を設置し、平成24年度中に基本設計、実施設計の策定が予定されているところであります。

本議会においても、総務常任委員会において調査検討を行ってきましたが、所管の枠を超える部分が生じ、また2以上の常任委員会に属する調査事項が生じてくると思われますので、新庁舎建設に関する調査研究や周辺整備等関連する諸問題を調査するとともに、必要な提言等を行うため、特別委員会を設置するものであります。

設置要綱の内容を読み上げます。

新庁舎建設調査特別委員会設置要綱。

1、委員会の設置。新庁舎建設に関連する諸問題を調査するとともに必要な提言等を行うため、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置する。

2、委員会の名称。新庁舎建設調査特別委員会。

3、調査事項。委員会は次に掲げる事項について所掌する。(1)新庁舎建設に関する調査研究。(2)新庁舎建設にかかわる周辺対策に関する調査研究。

4、委員の定数。15名。（議長を除く全議員で構成する）

5、委員会の設置期間。平成24年3月23日

から調査事項の終了するまで、閉会中もなお継続して3に掲げる調査を行うことができるものとする。

6、調査の経費。兵庫県太子町一般会計（各年度）歳出予算中、（款）議会費、（項）議会費、（目）議会費より必要な経費を支出する。

以上、提案いたしますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午前11時55分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際ご報告申し上げます。

休憩中に新庁舎建設調査特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき委員の互選により委員長に中島貞次議員、副委員長に首藤佳隆議員が選出されましたので、ご報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 17 常任委員会等の閉会中の所
管事務調査及び活動につ
いて**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第 1 回太子町議会定例会（第436回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時57分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 2 月24日の招集以来、本日までの29日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計合わせて総額169億9,265万4,000円の平成24年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定、工事請負変更契約の締結など多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご

精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなくご自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げます。

また、3月をもって退職されます山本経済建設部長におかれましては、長い間本当にご苦労さまでございました。今後は健康にご留意され、第二の人生を歩んでいただきたいと思ひます。

以上をもってまことに簡単措辞でございしますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成24年第 1 回太子町議会定例会（第436回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る 2 月24日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議いただき、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝を表する次第でございします。

おかげをもちまして、本日をもって平成24年度予算案並びに各種重要案件につしまし

て滞りなく議了していただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいり所存でございます。

日を追うごとにしのぎよい時節となっておりますが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に際しましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 服 部 千 秋